

一般財団法人 青少年国際交流推進センター  
「都道府県団体会員に対する活動奨励金交付要領」

一般財団法人 青少年国際交流推進センター  
平成25年4月15日改正  
平成26年4月 1日改正

(目的)

第1 一般財団法人 青少年国際交流推進センター（以下「センター」という。）は、センターの組織等に関する規則第12条第3項の規定により理事長が指定した都道府県団体会員（以下「団体」という。）の国際交流活動の一層の活性化を図ることを目的として、団体に対し活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

(対象事業)

第2 センターは、団体が単独で又は主管して行う下記各号の事業（(1)～(3)は国内で行うものに限る。）のうち理事長が適当と認めたものに対し、予算の範囲内で、奨励金を交付する。

- (1) 当該年度の内閣府青年国際交流事業及び地方公共団体等の参加青年を対象とする壮行会、当該年度及び前年度の帰国報告会、研修会等
- (2) 国際理解の増進を目的とする絵画展、写真展、映画祭、講演会等（次号に該当するものを除く。）
- (3) 外国青年との交流を目的とする次のような行事で、外国青年が5人以上参加し、かつ、外国青年と同数以上の日本青年が参加するもの
  - ア 外国青年との意見交換会・シンポジウム等
  - イ 各国の伝統文化の紹介（料理、歌、踊り、祭り等）
  - ウ 各国の伝統工芸等の体験学習
  - エ スポーツ交流（キャンプ、ハイキング等の野外活動を含む。）
  - オ 集団で行う奉仕活動
  - カ ホームステイ、ホームビジット、ホームパーティー
- (4) ホームステイを含むプログラムにより行う青少年海外派遣（参加者数10人以上のものに限る。）

(奨励金の額)

第3 事業1件当たりの奨励金の額は、事業の区分に応じて次のとおりとする。

- (1) 第2の第1号に掲げる事業 1万円以内
- (2) 第2の第2号に掲げる事業 2万円以内
- (3) 第2の第3号に掲げる事業 3万円以内
- (4) 第2の第4号に掲げる事業 4万円以内

(申請方法)

第4 第2の各号に掲げる事業を実施する団体は、「活動奨励金交付申請書(様式1)」を、事前に、センター理事長に提出するものとする。

(申請件数の制限等)

第5 各団体が一の年度において申請することができる件数は、第2の第1号に掲げる事業については6件、同第2号、第3号及び第4号に掲げる事業についてはそれぞれ2件とする。

(奨励金の交付決定)

第6 センターは、第4の申請書の内容を検討し、適当と認めるときは、理事長の承認を得て、速やかに交付決定し、申請団体に通知する。ただし、奨励金の申請総額が予算額を超えるおそれがある場合には、年度後半の申請について、年度末に一括して交付決定することができる。

2 活動奨励金の申請総額が予算額を超えるときは、センターは、継続事業よりも初めての事業を優先し、かつ、一部団体に偏らないように、前年度の実績をも考慮して、交付対象事業及び交付額を決定し「活動奨励金交付決定(却下)通知書(様式4)」で通知するものとする。

(事業実施報告)

第7 申請団体は、事業終了後1か月以内に、「活動奨励金申請事業実施報告書(様式2)」に参加者名簿及び行事の様様を写した写真を添えてセンターに提出する。但し、最終の事業実施報告は、翌年度の4月15日までとする。

(奨励金の交付)

第8 センターは第7の規定に基づき提出された「活動奨励金申請事業実施報告書(様式2)」により事業実施を確認し、適格と認めるときは、速やかに所定の活動奨励金を交付する。

(その他)

第9 この要領に定めのない事項については、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

この規則は、理事会の議決の日(平成25年4月15日)から施行し、平成25年4月1日に遡って適用する。

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

活動奨励金の審査基準について（平成25年4月15日改正）  
（平成26年4月1日改正）

活動奨励金交付要領（以下「交付要領」という。）の解釈は、次による。

1 「主管して行う」について

国際交流関係他団体が実施する事業の一部として、場所、時間又は人数の割り当てを受け自主的に行う事業（交付要領第2の（1）～（4）に規定する事業をいう。以下同じ。）は、交付要領第2の「主管して行う」に該当するものとして、交付対象とすることができる。ただし、全体の事業の実行委員会に都道府県団体の代表が参加している場合に限る。

2 支部主催の事業について

都道府県団体の支部が行う事業については、当該都道府県団体の申請できる件数（交付要領第5に規定する件数をいう。以下同じ。）の範囲内で、交付対象とすることができる。ただし、申請は会長が行い、奨励金は会長に交付するものとする。

3 ブロック主催の事業について

ブロック主催の事業については、当該ブロック内の各都道府県が申請できる件数の合計件数の範囲内で、交付対象とすることができる。ただし、申請はブロック幹事が行い、奨励金はブロック幹事に交付するものとする。

4 シリーズとして行う事業について

交付要領第2の（3）の事業をシリーズで行う場合において、参加者の実人員の合計が同項に規定する条件を満たすときは、全体を一つの事業として、交付対象とすることができる。

5 事後申請の取扱いについて

交付要領第4の活動奨励金交付申請書（様式1）が提出されなかった事業についても、事業を実施したことが証拠により明らかな場合は、交付対象とすることができる。ただし、審査に当たっては、あらかじめ交付申請書が提出された事業を優先するものとする。

事後申請の際は、様式3を用いるものとする。